



学校だより
きたこいわ
北小岩



ホームページアドレス <http://edogawa.schoolweb.ne.jp/kitakoiwa-e/>

令和6年度

No. 2 (635号) 5月号

令和6年4月30日発行

江戸川区立北小岩小学校

校長 藤島 寿晴

以前読んだコラムで、「いじめ」問題を撲滅させるためには、子供に対して「お金の教育」をすることが重要だとFP（ファイナンシャル・プランナー）が説いていました。読んだ感想は正直なところ、寂寞とした思いが残りました。いじめと言われる行為や出来事は、今更始まったわけではなく、昔から子供の世界に限らず、いつでも起こるものです。ただその評価や捉え方は大きく異なります。昔だったら「いじめられる方にも原因が・・・」とか「いじめられたら倍にしてやり返せ！」とか飛び交っていたんでしょすが、今では両方とも完全NGです。単純に言えば「いじめは絶対ダメ」。それだけです。だからいじめ行為はされた側がそう感じたら認定となるし、やっていないって言い張っても、そう訴えているとなれば「いじめ」成立。??って感じですが、これが平成25年9月に制定された「いじめ防止対策推進法」から運用された解釈です。ですが、ここまで読んでなんか変と思った方も多くいらっしゃるでしょうが、片方の「いやだな」という感情でいじめになるのかというのはその通りです。しかしそうしたら世の中あちらこちらでいじめだらけになってしまうだろうとご心配の通りになるので、「じゃどうところが嫌だったの?」という聞き取りがそれからあって、同法第二条規定の「いじめ」の定義に照らして、そうなのか・そうでないかの判断をしていくことになる流れです。ここで当事者以外が感情的になると、ほろおれします。ここでは実際にいじめが発生しての展開で話が進みます。私の寂寞感も横に置いて、内容に少し触れると、この筆者はまず、対象の児童・生徒の年齢から「少年法で守られている」ことについて、子供は刑法では守られているが民法ではそうではないと論じています。いじめで発生した「傷害」は成人では刑法上、懲役刑等に処されますが、子供の場合はそうではありません。しかし民事で裁判となった場合、「損害賠償」を請求することになります。そこに大人も子供もありません。当然ながら子供は収入がないので、保護者にその請求は回ります。例えば500万円の慰謝料だった場合、10年間掛けて支払い続けると月の支払額は約4万円ちょっとです。また、「故意」で傷付けたと認定されると、個人賠償責任保険の対象外ですし、自己破産をしても損害賠償金が免責されない場合もあるそうです。ぞっとしますね。時々、このような事例で裁判の判決が報道されていますが、いじめが起こるとそれによって傷付いたことに対して、損害賠償請求ができるということは可能ですが、それでも撲滅はできていませんね。回転寿司のペロやバイテロも何度も報道されているのに無くなりませんね。一体どういうことなんでしょうね。親からすれば、自分の子供に「いじめなんかして相手の心や体を傷つけて、損害賠償なんか請求されたら、もう許さないよ!」なんて言いたくないでしょうが、これが現実って感じできれいごとではないところだけは、清々しさを感じます。

令和6年度 開校70周年記念運動会についてのお知らせ

現段階で保護者の方に知っておいて頂きたいことをお伝えします。その他詳細につきましては、後日お知らせを配布します。感染拡大防止に努めながら、子供たちの頑張っている姿を見て頂けるように工夫して実施いたします。ご理解ご協力をお願い申し上げます。

- ◎ 今年度も、**お弁当の持参**をお願いします。
- ◎ 1～4年生はお弁当を食べて**13時頃**下校。5、6年生は5校時後**13時40分頃**に下校となります。（運動会は午前中で終了します）
- ◎ 観客席の入れ替えはありませんが、すべて立ち見席となります。座れるスペースは体育館に用意します。ご来場の際は、**名札の着用**をお願いします。